

法律であなただけを照らすナビゲーション・マガジン

ほうあらす

夏

Summer

vol. 13

2010.7.1

借りすぎ、 見直しませんか？

貸金業法が改正されました p4

〈インタビュー〉

登山家

田部井 淳子さん



法テラスは、
村の長老のような仲介者。
困ったときに相談できるのは
心強いですね..... p2

暮らしの法律相談 p6

司法制度改革の中で生まれた法テラス p7
第1期中期計画の3年半を終了

データで見る法テラス
これは使える！法テラス・ホームページ p8

スタッフ弁護士からのメッセージ p9

関係機関との連携 p10
警視庁生活安全相談センター／文部科学省



日本司法支援センター

法テラス

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ）のような場でありたいという意味を込めています。



Interview

インタビュー

登山家

た べ い じゅん こ
田部井 淳子
さん

法テラスは、
村の長老のような仲介者。
困ったときに相談できるのは
心強いですね。

聞き手 法テラス理事・草野満代

〈プロフィール〉1939年、福島県三春町生まれ。75年に世界最高峰エベレストに女性世界初の登頂に成功。92年には女性で世界初の7大陸最高峰登頂者となる。現在も世界各国の最高峰の登頂を続け、山岳環境保護にも取り組む。小学校の恩師に登山の楽しさを教わって以来、山と出会って60年がたつ。

若い人が山歩きの魅力に
気づいたのはうれしい

草野 ● 最近、「山ガール」「森ガール」という言葉がかなり一般的で人気なんですね。

田部井 ● そうなんです。私もこの歳で「山ガール」と言われていましてね。実際、山で出会う若い女性が最近多くて、みんなキレイでおしゃれで、楽しそうではないかと思えますね。

草野 ● やはりそれだけ惹きつける魅力が山にあるということなのでしょうね。

田部井 ● 最近山へのアクセスも良くなり、山小屋も部屋が良くなったたり、食事がおいしくなったり、服装もおしゃれになってるんですよね。その上いい風景が見られるし、空気はおいしいし、気持ちいいとあって人気が高まっているのだと思います。

草野 ● 元祖「山ガール」の田部井さんから見て、時代が変わったとか、環境が変わったとか、そんな思いはありますか？

田部井 ● 昔は本当に特殊な人しか行かないような世界だったのですが、たくさん若い人が山に登って、日本のいい風景を見て、その良さをどんどん広げていきつつあるように思います。私はとてもいい現象だと思います。

草野 ● 登山を始めた頃、どうしてその魅力にはまったのですか？

田部井 ● 山登りは、どんなにゆっくり

でも自分が歩いていけば頂上に立てる。それと、どんなにつらくても選手交代はできない。自分の足で来たからこそ、この風景が見られる、という達成感を味わえたのが大きかったですね。

草野 ● 年齢に応じて山とのつきあい方はどう変わってきましたか？

田部井 ● 20代は、とにかく「目指せ、頂上！」という時代でした。

草野 ● 上へ、上へという、新たな挑戦ですね。

田部井 ● 29歳の時に初めて海外の山、アンナプルナⅢ峰（7,555m）という山に登ったのですが、私は高山病にならず、次の8,000m級の山も行けるかという思いを確信として持てたんです。

草野 ● 山に愛されてる！

地域に触れながら世界各国の
最高峰をめざしたい

田部井 ● 35歳の時に女性だけでエベレスト（8,848m）に登りました。行ったら死ぬ、みたいなことを言う方もいましたが、私は都会の方が不可抗力の事故が多いと思っていたので、山は自分の判断が間違わない限り、死ぬ確率は高くないと考えていました。エベレストに登ったおかげで、その後いろんな可能性が開けてきたと思います。

草野 ● そこから40代・50代と年を重ねるにつれ、「高い山も登れば低い山も登

ろう」と、次なる目標をすごく広く設定されたんですね。

田部井 ● 女性のその年代は、やはり家庭の問題などで、私も含めて家を長い間離れられなくなっています。行ける地域も山も限られてくる中で、ああ、こういう登り方もあっていいんだ、ということが見えてきたんです。

草野 ● 大きな山の頂上に立つばかりが登山ではないというところでしょうか。



ピコ・ボリバル(5,007m・ペネズエラ最高峰)に登る田部井さん

田部井 ● そうそう。そんな風に目がいっ

たら、空港から山までの移動中にいろんな地域の人の生活が見えてきたり、様々な伝統や芸能・芸術と触れ合ったり…同じ地球上で同じ時間を共有しながら、こういう人達が生きているんだ、ということがわかって刺激的でしたね。

草野 ● これまで、世界的に有名な山ばかりでなく、いろんな国の山に登ってらっしゃいますが、これからの目標をお聞かせ下さい。

田部井 ● どんな低い山でも、その国の最高峰ってありますよね。できるだけ元気なうちは、各国の最高峰に登ってみたいです。

法というルールのもとにも問題解決していく法テラス

草野 ● 外国の山を登っていらして、法律の壁に阻まれたり、何か困ったこと等はありませんか？

田部井 ● 以前、エチオピアの最高峰に登ろうとした時、エチオピア軍から「最高峰は軍の基地になることが多く、軍のリーダーもあるので登っちゃダメ」と言われました。法律というか、やはり平和じゃないと登れない、世界情勢に左右される…ということは肌で感じましたね。

草野 ● それ以外、何か登山に差し支えたという経験は？

田部井 ● 荷物を盗まれたとか、何かが

なくなったりとか、そんな時は別に裁判所

に行くわけでもなく、現地の村の長老に「どうしたらいいものか？」と相談して解決してきました。ただ、落石など山の事故が起きて、亡くなったたりけをしたとき、そういう場合はどうするのかな、誰の責任になるのかな、という心配をしたことはあります。

草野 ● 実際、そういうこともあったんですか？

田部井 ● はい。だから、山登りは全く法とは関係ないかといわれれば、そうでもないなと分かってきました。

草野 ● やっぱ法律というと、一般の方には敷居が高いですか？

田部井 ● 高い、高い。別世界って感じですね。

草野 ● そうなんですよね。例えば以前の日本ならば、先ほどの村の長老のような仲介者が地域の中にいて、問題を解決していました。でも今は地域のつながりも薄れて、孤立する人が圧倒的に多くなっているんじゃないでしょうか。

田部井 ● そんな時、誰に相談すればいいのか、心当たりがないと困りますよね。

草野 ● 長老の仲介よりもさらに公正な、法律という誰にも平等なルールによって、一緒に困難を乗り越えていきましよう、ということですね。

田部井 ● 山の場合も、山道でのすれ違いのルールとか、未成年のポーターを使用しないとか、注意しなくてはなら

ないルールがありますよね。

草野 ● 田部井さんは山の環境保護についても活動されていますが、それはいわば山の中の「ルール作り」をしていくという作業でもありますよね。

田部井 ● そうですね。紳士協定のようなものも含めて、いろんなマナーが浸透して、日本の山は本当にキレイになりました。マナーを大切にして、ぜひ多くの皆さんに山の魅力に触れていただきたいですね。

草野 ● またぜひ「山ガール」を率いて、山の魅力を伝えて下さい。本日はお忙しい中、ありがとうございました。



借りすぎ、見直しませんか？

貸金業法が改正されました。

法テラスは多重債務にお悩みの方をサポートしています

貸金業者による消費者向け貸付に

よって返済困難に陥る方々が近年増加する中で、「借金返済の為の借入れ」が多くなる傾向があります。このような事態をなくすために、貸金業法が改正され、6月18日から完全施行されています。この法律がスタートしたら、どうなるのか、いくら借りることができるのか、手続きの書類はどうなるのか…などについて解説します。また私たち法テラスは、多重債務にお悩みの方に対し、お問い合わせいただいた方の状況やニーズに応じてサポートしています。返済が苦しいと感じたら、一人で悩まず早めにご相談下さい。

こんなときには法テラスに
お問い合わせください。

- これまできちんと返済してきたのに、ある日突然借りられなくなった。どうして？
- 専業主婦(夫)は借りられないの？
- 多重債務を整理するにはどうしたらいいの？
- 子どもの借金を消費者金融から要求された。支払い義務はあるのか知りたい。

法テラス
コールセンター 0570-078374

消費者金融問題の現状

消費者金融 マーケットの拡大

近年、貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成されている。

貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付の現況は

- 貸付残高 約11.3兆円
 - 利用者数 約1,420万人
(平成22年3月末データ)
- 国民の約9人に1人は、消費者金融の利用者

多重債務問題の背景

貸金業者による貸付けにおいて多く見られる状況は次の通り。

- 貸付の際に個々の借り手のリスクの把握が不十分
- 借入れが容易なため、借り手が金利負担を認識しない返済システム
- 借り手の計画性の不足

→ 借り手が返済能力を超える債務を負い、多重債務者が多く発生

多重債務問題の 深刻化

一人で悩まず
ご相談
下さい

借入れ5件以上の債務者は約83.7万人、
平均借入総額は約79.7万円

((消費者金融利用者は増加))

((自己破産件数は約14万件))

平成20年3月末

**改正貸金業法
Q&A**

計画的な借入によって返済困難な状況を回避しましょう。

Q1 いつものように消費者金融のATMを利用しようとしたら、借りられませんでした。どうしてですか？

A1 「年収の3分の1」を超える新規の借入れは、原則としてできなくなりました。また、金額によっては、年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

Q2 「年収を証明する書類」って何ですか？

A2 たとえば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」などです。

Q3 誰もが「年収を証明する書類」の提出義務があるのですか？

A3 ①ある貸金業者から50万円を超えて借りる場合、②他の貸金業者から借りている分も合わせて、合計100万円を超えている場合、のどちらかに当てはまれば、提出が必要です。

Q4 専業主婦(主夫)の場合は、どうすればよいですか？

A4 配偶者の同意を得て借入れをすることができるとある場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての

ここが

ポイント

利用者にとってここが変わる

借入総額が

年収の1/3までに制限されます。

年収等の1/3を超える借入れがある場合は利用限度額が減額されたり、新たな借入れが制限されます。

年収

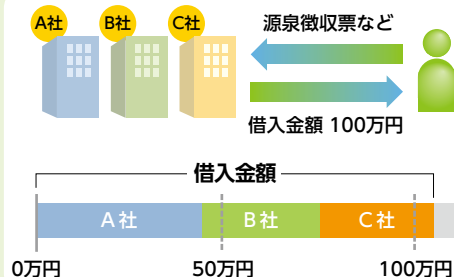
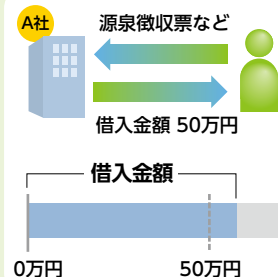
借入れできる金額

年収等の1/3を超える金額

借入額等により

書類の提出が必要になります

貸金業者からの借入残高や極度額が50万円を超える場合、または銀行以外の複数の金融会社からの借入れの総残高が100万円を超える場合は、収入を明らかにする書類の提出が必要になります。また上記に相当しない場合でも、銀行以外の金融会社によっては収入を明らかにする書類の提出が必要になる場合もあります。



たとえば…

法テラスはこんな風にお役に立ちます

A男さんのケース

(50代単身・年収240万円)

派遣社員として働いているが安定した収入が得られない。そのため、生活費の補填として消費者金融から借入れを続けていたが、突然借入れができなくなった。現在、9社から合計350万円の借入れとなっている。

➡一口メモ：貸金業法の改正

- 年収の3分の1を超える新規の借入れはできなくなる。
- すでに「年収の3分の1」の借入れをしている場合でも、超えている分をすぐに返済しなければならないというわけではない。

A男さんの問題点

借入れをしなければ生活ができない状況を見直す必要がある。借入れ金額の返済に追われ、家計管理が難しくなった。

解決までのながれ

- ①市役所で、偶然法テラスのリーフレットを手取る。そして法テラス〇〇（地方事務所）に電話してみた。
- ②法テラス〇〇では、民事法律扶助という制度があり、無料法律相談があることを説明の上、A男さんの家族構成や経済状況についての質問をした。
- ③A男さんが無料法律相談の利用基準を満たしていたため、A男さんは弁護士による30分の無料法律相談を受けた。
- ④弁護士は自己破産の手続を案内する。
- ⑤A男さんは、法テラスによる弁護士費用立替えに関する審査を受け、弁護士に依頼する。数ヵ月後、免責を受けることができた。
- ⑥現在は安定した生活をしている。

B子さんのケース

(40代主婦・無職)

3社から合計100万円の借入れをした。夫には内緒のため、返済が困難になるとキャッシングを利用していたが、突然借入れができなくなった。

➡一口メモ：貸金業法の改正

- 合計100万円を超える借入れの場合、年収を証明する書類の提出義務がある。
- 専業主婦（主夫）の場合、配偶者の同意を得て借入れができる場合がある。その際は配偶者の年収を証明する書類・借入れについての配偶者の同意書が必要となる。

B子さんの問題点

家族に内緒で借入れをしている。すでに「多重債務」状態である。

解決までのながれ

- ①友人から聞いた法テラス・コールセンターに電話する。
- ②法テラス・コールセンターでは、これまでの経緯やB子さんの経済状況を伺い、債務整理の方法を説明。その上で、弁護士による法律相談を勧める。また、法テラスの無料法律相談は利用条件があることを説明した。
- ③利用条件を満たしていないB子さんは、近くで法律相談ができる場所を尋ねた。
- ④オペレーターは、弁護士会による法律相談の受付時間や曜日などを具体的に説明した。
- ⑤弁護士会の法律相談を受け、そのアドバイスをもとに夫に事実を説明する。その上で、弁護士に改めて相談し、任意整理を行うことを決め、手続をしている。

- 配偶者の同意書などが必要です。なお、この同意書は連帯保証人になる同意書ではありません。
- ⑤ 「年収の3分の1」を超える借入れがあると、超えている分をすぐに返さないといけないのですか？
- ⑥ 1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればよいのですか？
- ⑦ 銀行からの借入れも合わせる「年収の3分の1」を超えませんが、銀行からの借入れも含みますか？
- ⑧ クレジットカードで買い物をした分も合わせて「年収の3分の1」以内ですか？
- ⑨ いいえ。新規の借入れのみ対象で、契約のとおり返済すれば問題ありません。
- ⑩ いいえ。数社借りている場合は、その借入れの合計が「年収の3分の1」以内である必要があります。
- ⑪ いいえ。貸金業者からの借入れの合計が「年収の3分の1」以内かどうかで判断されます。
- ⑫ いいえ。買った物をした分は、含まれません。ただし、クレジットカードで現金を借りた分（キャッシング）は、貸金業者からの借入れですので、それも合わせて「年収の3分の1」以内である必要があります。

暮らしの法律相談

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースを備えて、皆様からのお問い合わせに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、相続に関するものを紹介します。

相続編



遺産分割の協議が成立する前に、相続した土地や建物を売ることができませんか？



相続人全員の同意があれば、売ることができます。

相続財産のうち、金銭債権（貸付金、預金など）は法定相続分に応じて当然に分割されるため、原則として遺産分割の対象にはなりません。しかし、相続した土地や建物は、遺産分割前は共同相続人全員の共有財産となっており、各相続人がその相続割合に応じた持分を有しています。共有財産は、共有者全員が同意しない限り、売却などの処分をすることができません（自己の持分のみ処分する場合は、他の共有者の同意は不要です）。

なお、各相続人は、共有状態にある土地や建物を、自己の持分に応じて使用することができます。



先日亡くなった夫が、友人の借金の連帯保証人となっていました。連帯保証人としての責任は、相続人である私や子ども達に引き継がれるのですか？



原則として、引き継がれます。

亡くなった人（被相続人）が負担していた連帯保証債務も相続の対象となり、各相続人はその法定相続分に応じた割合で連帯保証債務を引き継ぐことになります。たとえば、被相続人が1,000万円の連帯保証債務を負担しており、配偶者と子ども2人が相続人である場合、法定相続分は、原則として配偶者が2分の1、子ども2人がそれぞれ4分の1です。配偶者は500万円、子どもはそれぞれ250万円の限度で連帯保証債務を引き継ぐことになります。

このような場合、家庭裁判所で相続放棄の手続きをとれば、連帯保証人としての責任を免れることができます。なお、相続放棄は、原則として相続開始の時から3か月以内に行わなければなりません。また、相続放棄をすると、プラスの財産（被相続人名義の土地や建物、預金など）も相続できなくなりますので、慎重に判断することが大切です。



相続放棄をすると、生命保険金も受け取れないのですか？



保険契約上、だれが保険金の受取人となっているかにより、結論が異なります。

たとえば、亡くなった人（被相続人）自身が受取人に指定されている場合、生命保険金は相続財産の一部となりますので、相続放棄をした人は受け取ることができません。これに対し、特定の相続人が生命保険金の受取人に指定されている場合、一般的には、保険金はその人の固有財産になると考えられます。したがって、相続放棄をしたかどうかに関係なく、保険金を受け取ることが可能でしょう。



司法制度改革の中で生まれた法テラス

第1期中期計画の3年半を終了 ～ 3年半を振り返って～

法テラスは、法務大臣から指示された中期目標に基づき、4年間の中期計画を定めて業務運営を行っています。

平成18年4月10日に設立された法テラスは、今年の3月末で第1期中期計画期間を終了しました。法テラスが業務を開始したのは平成18年10月2日です。4月12日には、業務開始後3年半の業務をとりまとめ記者発表しましたので、その一部をご紹介します。

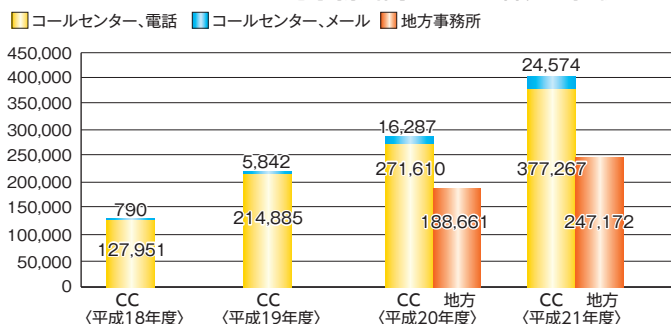
情報提供

コールセンターの 問い合わせ件数 累計で100万件を超える

法テラスでは、コールセンターと全国の地方事務所で、法的紛争の解決に必要な法制度や相談窓口を案内する情報提供業務を行っています。業務開始以来の3年半で、コールセンターへの問い合わせは累計で約103万9千件と100万件を超え（2010年3月末時点）、地方事務所も統計を取り始めた平成20年4月からの2年間で約43万5千件となりました。いずれも、平成20年秋からの増加が顕著となっています。問い合わせ内容の傾向は、借金に関するもの、遺言、男女・夫婦間のトラブル、相続の順で推移してきましたが、リーマンショック以降、労働に関する問い合わせが増えています。



コールセンターおよび地方事務所問い合わせ件数の推移

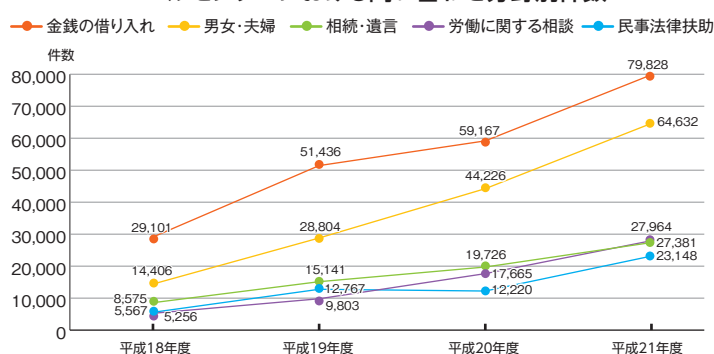


※平成18年度は、平成18年10月2日～平成19年3月31日の数値。

※地方事務所問い合わせ件数は、電話・面談の合計数。

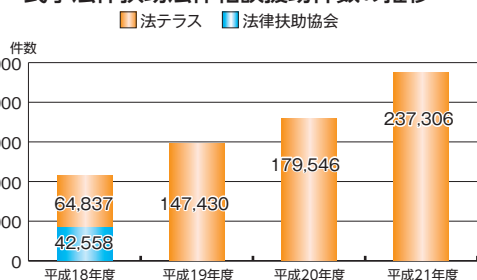
※平成19年度以前は、コールセンター(CC)と地方事務所で使用していた情報提供システムが異なっており、正確な集計比較が難しいので、地方事務所についての統計は平成20年度から記載している。

コールセンターにおける問い合わせ分野別件数



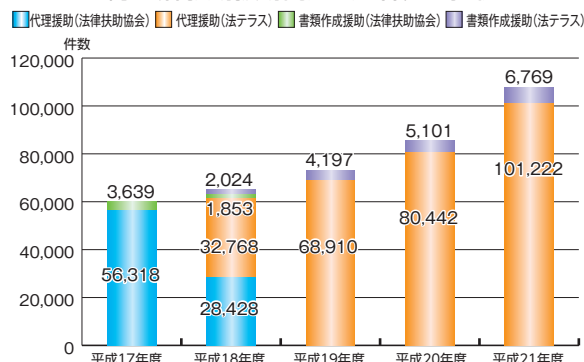
※平成18年度は、平成18年10月2日～平成19年3月31日の数値。

民事法律扶助法律相談援助件数の推移



※平成18年度の4月～9月は財団法人法律扶助協会の数値。10月～3月は法テラスの数値。

民事法律扶助援助開始決定件数の推移



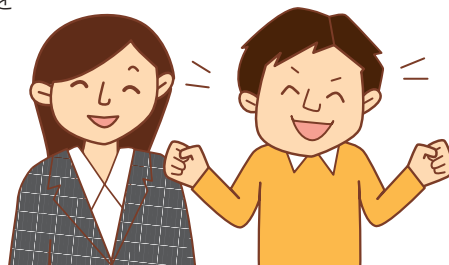
※平成17年度は財団法人法律扶助協会の数値。

※平成18年度の4月～9月は財団法人法律扶助協会の数値。10月～3月は法テラスの数値。

民事法律扶助

紛争解決に法律専門家の力を

民事法律扶助業務とは、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務です。法テラスは、(財)法律扶助協会から民事法律扶助業務を引き継ぎましたが、平成18年10月からの3年半で、法律相談援助は約63万件、代理援助は約28万件、書類作成援助は約1万8千件となっています。特に平成21年度には相談援助は23万件、代理援助も10万件を超えるなど、大幅に増えています。代理援助の内容は、多重債務事件が70%を超え、家事事件が約16%となっています。



情報提供の充実と相談増加が課題

法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況による調査から その1

法的問題があっても相談に至らないケースが多い。
法テラスの情報を十分に提供し、相談をより利用しやすくしたい。

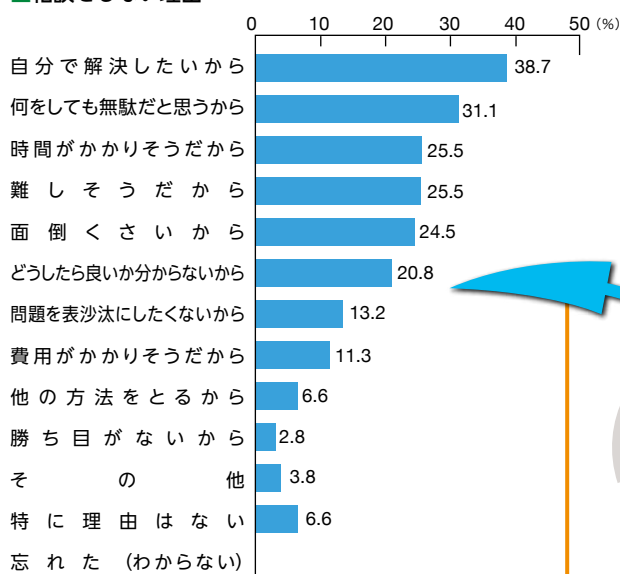
法テラスでは、日本における民事法律扶助に対するニーズを明らかにすることを目的として、平成20年秋に一般市民（全国20歳以上の者から無作為抽出）、路上生活者（東京、大阪、京都）、全国の法テラスでの法律相談援助（経済的に余裕のない方を対象とした無料法律相談）利用者を対象にアンケート等による調査を実施しました。

このなかで、一般市民を対象にした調査結果を見ると、最近5年間で（平成16年以降）に法律問題を経験した人は、全体の約25%となっていますが、だれにも相談をしなかった人は問題経験者412人のうち107人（26.5%）となっています。

問題をだれかに相談すべきだと感じていながらも、「どうしたら良いかわからない」「何をしても無駄」「費用がかかりすぎるだから」という理由で相談しない人も多くいます。

このような方々には法テラスの実施する情報提供により、「法に関する情報を十分に提供」し、民事法律扶助制度の利用により「費用の負担なく、または軽くする」ことができることを知っていただく必要があります。それにより、相談をより利用しやすくし、解決へのアクションを促すきっかけになると思われます。

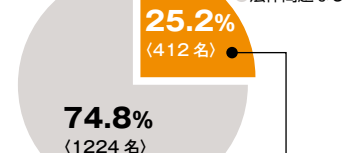
■相談をしない理由



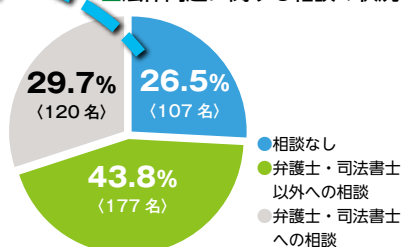
■法律問題の発生状況

有効回答 1,636人 (54.5%)

- 法律問題あり
- 法律問題なし



■法律問題に関する相談の状況



これは使える！法テラス・ホームページ⑧

リニューアルした携帯サイトは内容充実！

<http://www.houterasu.or.jp/k/>

法テラスでは、このたび携帯サイトをリニューアルしました。

お問い合わせの多い借金や男女・夫婦のトラブルに関するFAQ（よくある質問と答え）や、法テラスを利用した方の声、スタッフ弁護士のメッセージなどをご覧いただけるようになりました。



←携帯サイトは
こちらから

改正貸金業法のFAQ（よくある質問と答え）も紹介

①借金のトラブル

返済方法 / 自己破産 / 多重債務 / 債務整理
消費者金融（サラ金） / 貸金業法

②夫婦・男女のトラブル

離婚の慰謝料 / 離婚原因 / 離婚調停
不倫 / 養育費

③弁護士・司法書士と相談したい

法テラスを利用された方の声を紹介

利用者の声

ネットで「法テラス」の存在を知り、電話で相談内容をお話したら相談先を紹介してくださって、今までこのようなサービスがあることすら知らなかったことが残念なほどでした。相談して本当によかったと思っています。ありがとうございました。



スタッフ弁護士からの メッセージ

7

法テラス函館法律事務所

は と お か こう た
波戸岡 光太



執務室にて

法テラス函館
法律事務所



明治の薫りをのこす街・函館に赴任して、一年半が経ちました。洋館がならび、かもめが飛び、食べ物も美味しいこの街は、私にとってすっかり第二の故郷です。

法テラス函館法律事務所は、そんな函館の中心部に置かれています。

スタッフ弁護士は、曾我裕介弁護士と私の二名体制で、日々、相談者や依頼者のために、頭を悩ませながら全力で業務に取り組んでいます。隣のフロアには、法テラス函館の地方事務所が併設されており、業務内容は異なりますが、誰もが法テラスを支える大切な一員として、毎日忙しく過ごしています。こうした活気ある職場で働ける私は恵まれており、その意味でも函館に赴任してよかったと思っています。

さて、私は、日々の弁護士活動の中で、「法律相談をとくに重視しています。相談者の多くは、法律相談の場で初めて弁護士と出会い、悩みを打ち明けます。緊張し、うまく伝えられなくて当然です。だから、私は、できる限り相談者が話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。

私の函館での任期はあと一年半。これからも精一杯、函館のスタッフ弁護士として、業務に邁進していきたいと思っています。

日本には現在、弁護士が約2万9000人いますが、さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な人々がまだ数多くいらっしゃいます。そのような状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士（常勤弁護士）」です。現在約200名の弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。

北海道函館市の波戸岡光太弁護士もそんな一人です。



函館ヒストリープラザにて

一方、弁護士にとっては、法律相談の場で十分に話を聴き取り、アドバイスをしないと、救うべき事件を見逃してしまうおそれがあります。そうなれば、やっと法テラスにたどり着いた相談者は泣き寝入りしてしまうかもしれません。だから、私は、できる限り相談者に多くの事情を話してもらうようにし、場合によっては、三回まで利用できる法律相談を有効に利用してもらうようにしています。

このように、法律相談は、相談者と弁護士が初めて出会う貴重な場所ですので、私はとても大切にしています。

私の函館での任期はあと一年半。これからも精一杯、函館のスタッフ弁護士として、業務に邁進していきたいと思っています。

コールセンター問い合わせ 警察からの紹介が2年で3倍に！

— 全国の交番への法テラスステッカー配布の効果? —

一昨年、法テラスでは警察との連携強化のため全国の交番に法テラスステッカーを配布しました。その効果か、この2年間でコールセンターへ寄せられる相談のうち警察からの紹介が約3倍になっていることがわかりました。さらにこの6月には全国の駐在所にステッカーを配布しました。警察とのさらなる連携が図られるなか、実際に警察の相談現場に行き、相談の状況をお聞きしてきました。

警視庁の相談の概要を教えてください。

警視庁全体の生活安全相談件数は、昨年一年間で約8万8千件。そのうちセンターへの相談件数は1万5千件弱です。内容で、一番多いのは不正請求、次いで、家庭・近隣・職場等の人間関係、ハイテク関係事案等ですね。警察署では来署相談も多いのですが、センターでは電話での相談が多く、最近では電子メールでの相談も増えています。必要な場合には、こちらから連絡して、内容を聞いて、来庁してもらって対応したりしています。

最近では、どんな内容が増えていきますか？

インターネットに絡む相談や出会い系、競馬必勝法、パチンコ攻略法等の相談ですね。注意を促してはいるのですが、また、ヤミ金についても多いですね。次から次へと、止めても止めても出てきます。でも止めていかないと被害が拡大していきますからね。

貸金業法の改正なども影響があると見ていますか？

あると思いますね。規制が厳しくなり、借りられなくなると、高金利のヤミ金に行ってしまうとトラブルが増えるのではないかと危惧しています。

法テラスとの連携はどのようになっていますか？

警視庁から法テラスを紹介した件数は、昨年で約300件。一昨年は約150件、その前年が90件ですから、倍々で増えています。300件の内容は、契約・取引関係で65件、家庭・職場・近隣関係で50件。悪質商法が41件。この3つで全体の約半分を占めています。

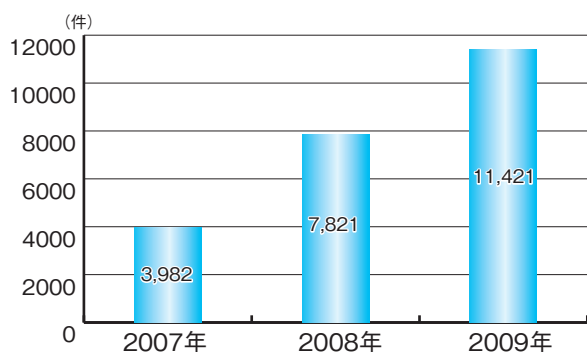
先日、法テラスをかたった振り込め詐欺被害がありました。

センターでは、相談からの被害情報や、法テラス関係機関からの被害情報を警視庁の関係部署へ伝えています。たとえば不正請求の問題で、電話番号や口座番号で同じものが数多くまとまれば、

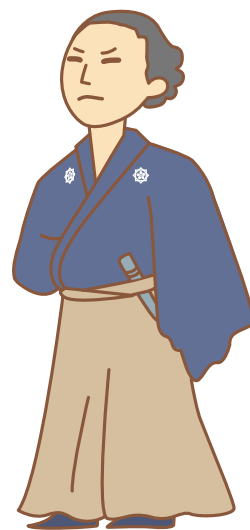
その番号について利用停止依頼や、口座凍結依頼をすることができます。多くの情報が集まれば、その積み重ねで対応できるのです。ですから、これは危険だなどという情報があれば、とりあえず、生活安全相談センターに電話してください。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

〈コールセンターの問い合わせのうち警察からの紹介によるもの〉



図書館海援隊プロジェクト始動 「連携せんといかんぜよ!!」 ～公立図書館との連携開始～



一部の公立図書館では従来から、来館者に対する情報提供・相談業務を充実させて、市民が抱える様々な問題を解決しようというサービスを実施しています。本年1月には、これらのサービスに関する情報の豊富な有志の図書館が「図書館海援隊」を結成しました。「図書館海援隊」はハローワーク等関係部局と連携しながら、より本格的・継続的な支援を開始しています。

一方、法テラスとしては、地域に最も身近な公共施設であり、また全国3,178ヶ所にある図書館と連携することは非常に有効と考えました。なお、地域によってはすでに法テラスと図書館の連携は行われていましたが、あくまでも限定的なものにとどまっていた。

そこで今回法テラスと図書館が、海援隊プロジェクトを契機に公立図書館との連携を強化するため、次のような活動を開始しました。

ポスターの掲出

- 全国の都道府県・市町村教育委員会(合計1,847件)
- 公立図書館(合計3,178件)

※公立図書館は教育委員会の社会教育施設です。

ホームページの相互リンク

- 法テラス・ホームページにおいて、公立図書館のホームページURLを掲載します。
- 公立図書館のホームページにおいても法テラス・ホームページのURLを掲載していただきます。

連携
はじめました!



愛媛県立図書館特設コーナー

法テラス愛媛では、「図書館海援隊プロジェクト」を契機とした取組により、愛媛県立図書館と連携を図ることとなりました。

愛媛県立図書館では、既にビジネス関係の専門機関等と連携することにより、各種ビジネス情報を提供したり、保健福祉関係を含めた医療・健康情報等の提供を行っています。

さらに本年4月からは、商用データベース(憲法、法律、政令、規則等約10,000の現行法令や約100誌の判例体系、法律関係図書1,300誌の法律判例文献情報、新聞紙面に掲載された法律関係論文等、日本国憲法施行以降の官報、日経新聞が発信するニュースや各種情報等)が無料で利用できるようになっています。

また、子育て支援や観光パンフレットなど各種課題解決のための支援や情報等の発信も行っており、それらコーナーに加えて、法テラス愛媛のコーナーを設置していただきました。

図書館を利用される方の中には、様々なトラブルを抱え、それら解決策を求めて来館される方も多いと思われることから、図書館が発信する情報と法テラスが発信する情報を併せて入手することによって、少しでも早い課題解決の支援になればと思います。

日々の暮らしのなかで、思わぬトラブルにあってしまった、そんな時は、迷わず法テラスに相談していただければ、今後もより多くの地域で関係機関との連携を深めてまいりたいと思います。

法テラス愛媛 事務局長 青木 巧



～新役員等の紹介～

本年度一部役員が退任し、2010年4月12日より
新たな役員体制となりましたので
ご紹介いたします。

理事長 寺井 一弘 弁護士(再任)

理事 大川 真郎 弁護士(新任)

草野 満代 フリーアナウンサー(再任)

菅野富邇子 前東京家事調停協会会長(新任)

廣瀬 健二 立教大学大学院法務研究科教授(新任)

監事 羽田 悦朗 司法書士・公認会計士(再任)

藤原 藤一 公証人(新任)

法テラスの名前を使った架空請求に ご注意ください！

最近、経済産業省の消費者相談室などを名乗り、実在しない「法テラス消費者相談室」への金銭の支払いを要求する「架空請求」が行われ、実際に詐欺被害が発生しました。

今後同じような被害にあわないため、以下のことにご注意ください。

- 「法テラス消費者相談室」は実在しません。
- 法テラスから「郵便局の時間指定郵便」や「ゆうパック」などで現金の郵送をお願いすることはありません。
- 法テラス職員が自宅に伺い、現金を徴収することはありません。
- 法テラスの名前を使った不審な電話などを受けた場合には、すぐに法テラスにご連絡ください。(法テラス・コールセンター 0570-078374)

■法テラス・コールセンター



お な や み な し
0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



な く こ と な い よ
0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

月～金9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。
パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから▶<http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の
地方事務所へ

●法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを
応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という
方なら1口1000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。
お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

●個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産の ご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されているので、寄附をしていただ
いた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

●しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない
刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑
者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して
行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも
反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2009年度は、約1億5千万円のご寄付をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

この号から広報誌を担当することになりました。早速身近な人に出ている広報誌
を配り、法テラスを宣伝しています。しかし、やはり認知度調査の結果どおり、
半分以上の方は法テラスを知りません。誰もが知っていて、頼りになる法テラスを
作るためになにができるか、日々考えながら仕事をしています。(K.M)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー8階

Eメール: koe@houterasu.or.jp